

貴志川特定都市河川指定の告示文

□ 特定都市河川浸水被害対策法に基づき、紀の川水系貴志川等の計14河川を特定都市河川に指定(令和8年3月31日)

○国土交通省告示第四百五十七号

特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年六月十一日法律第七十七号)第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定する。で、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号)第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

名称 貴志川特定都市河川流域

区域 和歌山県和歌山市、海南市、紀の川市、岩出市、海草郡紀美野町、伊都郡かつらぎ町、伊都郡九度山町、伊都郡高野町、有田郡有田川町のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域

(図面省略)

その関係図面は、近畿地方整備局及び和歌山河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

別表 貴志川特定都市河川

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
貴志川	右岸 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城九三〇番一 地先 左岸 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城一七五番一 地先	紀の川への合流点
柘榴川	右岸 和歌山県紀の川市桃山町黒川三二番一 地先 左岸 和歌山県紀の川市桃山町善田七四二番二 地先	貴志川への合流点
愛子谷川	右岸 和歌山県紀の川市桃山町善田一一六六番二 地先 左岸 和歌山県紀の川市桃山町善田四六九番地 先	柘榴川への合流点
喜谷川	右岸 和歌山県紀の川市桃山町善田九三四番一 地先 左岸 和歌山県紀の川市桃山町善田四六九番地 先	柘榴川への合流点
丸田川	和歌山県紀の川市貴志川町西山一三六一番地 先	貴志川への合流点
町通川	右岸 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮八〇一 番七地先 左岸 和歌山県紀の川市桃山町野田原一七〇七 番二地先	丸田川への合流点
野田原川	右岸 和歌山県紀の川市桃山町野田原一五七 七番一 地先 左岸 和歌山県紀の川市桃山町野田原一七〇 七番二地先	貴志川への合流点
柴目川	右岸 和歌山県海草郡紀美野町動木三四六番 三 地先 左岸 和歌山県海草郡紀美野町動木三四五番 四 地先	貴志川への合流点
梅本川	右岸 和歌山県海草郡紀美野町梅本一番地 先 左岸 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀一 五五一番二地先	貴志川への合流点
真国川	右岸 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀一 六七番一 地先 左岸 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀一 五五一番二地先	貴志川への合流点
神路谷川	右岸 和歌山県紀の川市下鞆一六六番二 地先 左岸 和歌山県紀の川市下鞆一六六番二 地先	真国川への合流点
本川	右岸 和歌山県紀の川市上鞆一一五一番一 地先 左岸 和歌山県紀の川市上鞆一一五一番一 地先	真国川への合流点
清川	右岸 和歌山県紀の川市上鞆八八九番二 地先 左岸 和歌山県紀の川市上鞆八八九番二 地先	真国川への合流点
桂川	右岸 和歌山県海草郡紀美野町松ヶ峯二二五 番一 地先 左岸 和歌山県海草郡紀美野町松ヶ峯二二五 番二地先	貴志川への合流点

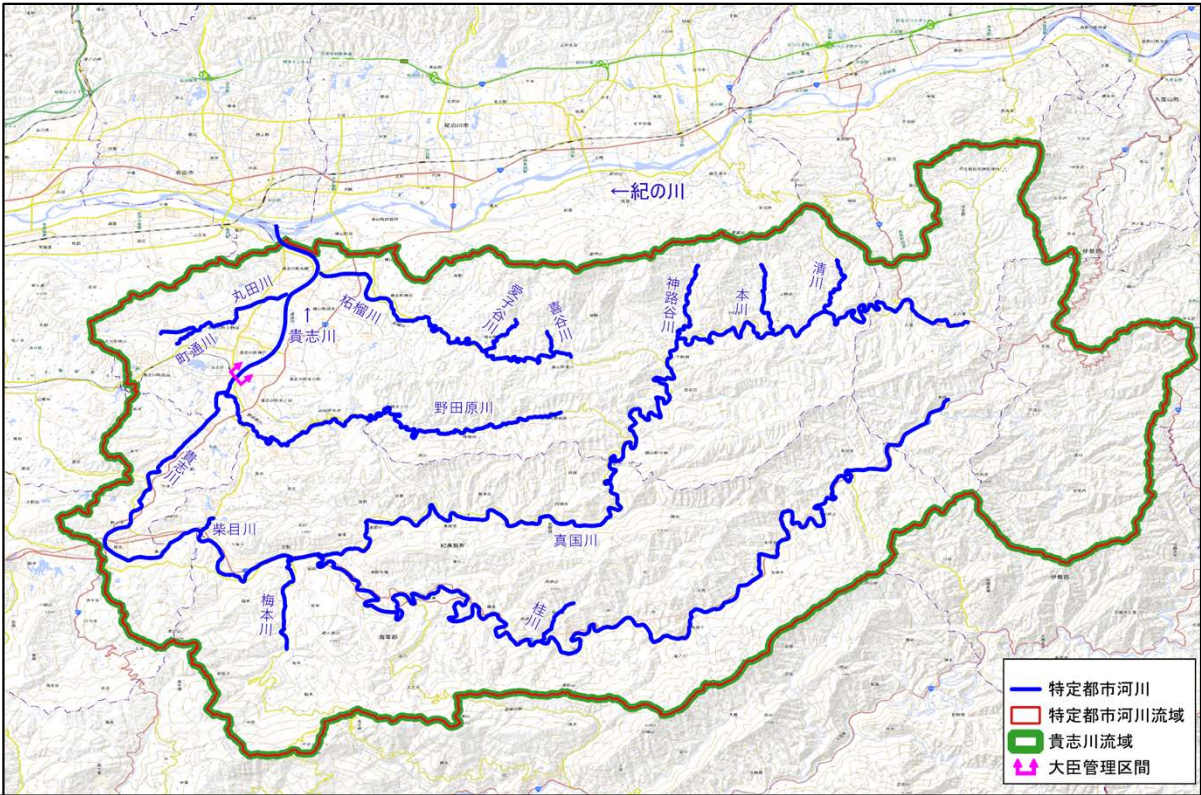
貴志川特定都市河川・特定都市河川流域

紀の川流域図



特定都市河川指定区間
紀の川水系貴志川等 計 14河川

流域面積 約313.2km²
流域には、和歌山市、海南市、紀の川市、岩出市、
紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、有田川町の
4市5町を含む



※当該特定都市河川に雨水を排除する下水道の排水区域（下水道法第2条第7号に規定する排水区域）は存在しない